

マナカ取扱規則

株式会社名古屋交通開発機構

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社」といいます。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード（以下「マナカ」といいます。）のサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 マナカにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによります。

- 2 マナカ交通事業者における、マナカを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下「乗車券等」といいます。）としての利用については、マナカ交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。
- 3 マナカマイレージポイントの取扱いについては、マナカマイレージポイント取扱規則の定めるところによります。
- 4 マナカ加盟店における、商品、サービス等の決済手段としてのマナカの利用（以下「電子マネー取引」といいます。）については、マナカ電子マネー取扱規則の定めるところによります。
- 5 当社が、当社以外の者（以下「提携先」といいます。）と提携した一体型マナカの取扱いについては、別途定めるところによります。
- 6 この規則が改定された場合、以後のマナカにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。
- 7 この規則及びこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。
- 8 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「マナカ交通事業者」とは、愛知高速交通株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社、名古屋市交通局、名古屋鉄道株式会社、名古屋臨海高速鉄道株式会社及び名鉄バス株式会社（機器貸与先の豊栄交通株式会社及び株式会社オーワを含みます。）をいいます。
- (2) 「記名式マナカ」とは、マナカのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日及び電話番号が記録されたものをいいます。
- (3) 「無記名式マナカ」とは、記名式マナカ以外のマナカをいいます。
- (4) 「小児用マナカ」とは、小児の利用に供する記名式マナカをいいます。
- (5) 「割引用マナカ」とは、名古屋市交通局高速電車乗車料条例施行規程第39条及び名古屋臨海高速鉄道株式会社旅客営業規則第38条のいずれにおいても割引旅客運賃の適用対象となる者の利用に供する記名式マナカをいいます。
- (6) 「一体型マナカ」とは、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行するマナカをいいます。
- (7) 「S F（現金）」とは、専らマナカ交通事業者が定める旅客運賃等の支払いや乗車券類との引換え、マナカ加盟店における電子マネー取引に充当する、マナカに記録された金銭的価値をいいます。
- (8) 「チャージ」とは、マナカに入金することをいいます。
- (9) 「マナカマイレージポイント」とは、マナカマイレージポイント取扱規則の規定にしたがって付与されるセンターポイント及びS F（ポイント）をいいます。
- (10) 「センターポイント」とは、マナカマイレージポイントのうちマナカマイレージポイント取扱規則の規定にしたがってセンターシステムに記録されるものをいいます。
- (11) 「S F（ポイント）」とは、マナカマイレージポイントのうちマナカマイレージポイント取扱規則の規定にしたがってマナカに記録されるものをいいます。
- (12) 「ポイント還元」とは、マナカマイレージポイント取扱規則の規定に

したがって、センターポイントをS F（ポイント）に移行することをいいます。

(13) 「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するマナカの利用権の代価をいいます。

(14) 「マナカ加盟店」とは、マナカ電子マネー取扱規則に定める加盟店をいいます。

(契約の成立)

第4条 マナカの利用にかかわる契約は、利用者にマナカが交付されたときに当社と利用者の間において成立します。

(利用方法及び制限事項)

第5条 マナカは、マナカ交通事業者における乗車券等としての利用又はマナカ加盟店における電子マネー取引ができます。

2 マナカは、マナカ交通事業者又はマナカ加盟店においてマナカを処理する機器（以下「所定の機器」といいます。）により利用しなければなりません。

3 記名式マナカに記録された記名人本人以外の者は、当該記名式マナカを利用することができません。ただし、マナカ交通事業者の規定に従い持参人方式の定期券として利用する場合等は、この限りではありません。

4 小児用マナカ及び割引用マナカは、有効期限経過後は利用することができません。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、マナカは所定の機器で利用できないことがあります。

(1) マナカの破損又は所定の機器の故障若しくは天災等により、マナカの内容の読み取りが不能となったとき。

(2) 記名式マナカにおいては、マナカの利用、チャージ又はポイント還元のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、6箇月間これらの取扱いが行われなかったとき。

6 偽造、変造又は不正に作成されたマナカ又はS F（現金）を利用することはできません。

(個人情報取扱い)

第6条 利用者が記名式マナカの購入又は無記名式マナカへの

変更を申し込むときに提出した氏名、生年月日、性別及び電話番号（以下「個人情報」といいます。）については、当社及び株式会社エムアイシー（以下「当社等」といいます。）が管理します。

- 2 当社等は、取得した個人情報を、次の目的で利用します。
 - (1) 記名式マナカの購入、変更、再発行、払戻し等の申込内容の確認
 - (2) 当社等から利用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- 3 当社等は、取得した個人情報を、前項の範囲内でマナカを取り扱う事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。
- 4 当社が取得した個人情報は、当社等及びマナカ交通事業者が統計資料として利用する等、個人を特定できないように修正した上で利用することがあります。
- 5 記名式マナカの購入希望者又は変更希望者が、前各項の規定に同意しないときは、記名式マナカの発売又は記名式マナカへの変更を行いません。

（利用者の同意）

第7条 利用者は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

（取扱箇所）

第8条 マナカの手扱箇所は、マナカ交通事業者及びマナカ加盟店とします。

- 2 各取扱箇所において取り扱う内容については、当社及びマナカ交通事業者が別に定めます。

（制限又は停止）

第9条 当社は、次に掲げる場合において、マナカ交通事業者及びマナカ加盟店におけるマナカの手扱いを制限又は停止することがあります。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりマナカの手扱いが困難であると認めた場合
- (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりマナカの手扱いの中止を必要と判断した場合

- 2 前項の規定によるサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

（マナカの所有権）

第10条 マナカの所有権は、当社に帰属します。

2 当社は、利用者の利用に供するためにマナカを利用者に貸与します。

3 マナカが不要となったとき又は失効したときは、利用者は、マナカ交通事業者を通じて当社にマナカを返却しなければなりません。

(デポジット)

第11条 当社は、マナカを発売（マナカを利用者に交付し、デポジット及び当該マナカにあらかじめ記録されたSF（現金）がある場合はその相当額を収受することをいいます。以下同じ。）する際に、デポジットとしてマナカ1枚につき500円を収受します。

2 利用者がマナカを返却したときは、第20条第6項又は第25条第3項の規定により、当社はデポジットを返却します。

3 デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできません。

(マナカの失効)

第12条 カードの交換、SF（現金）及びSF（ポイント）の利用、チャージ、ポイント還元又は定期券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、マナカは失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式マナカは失効します。

3 前2項の規定によりマナカが失効した場合において、利用者はマナカ及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値等並びにデポジットの返却を請求することはできません。

第2章 発売

(発売額)

第13条 マナカの発売額は1,000円（デポジット500円を含みません。）とします。

2 前項の規定にかかわらず、マナカ交通事業者は、発売額を変更して発売することができます。ただし、発売額は1,000円単位とし、20,000

円を超えることはできません。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合は、発売額を500円（デポジット500円を含みます。）として発売することができます。
（マナカの発売手続）

第14条 無記名式マナカの購入希望者が購入を請求したときは、無記名式マナカを発売します。

- 2 記名式マナカの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別及び電話番号を記入して提出したときは、記名式マナカを発売します。
- 3 小児用マナカの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別及び電話番号を記入して提出し、かつ、別に定める公的証明書等を提示したときは、当該小児が12歳に達する日の属する年度の3月31日を有効期限とする小児用マナカを発売します。
- 4 割引用マナカの購入希望者が、名古屋市交通局又は名古屋臨海高速鉄道株式会社において、購入申込書に氏名、生年月日、性別及び電話番号を記入して提出し、かつ、別に定める公的証明書等を提示したときは、別に定める日を有効期限とする割引用マナカを発売します。
- 5 当社が特に認める場合を除き、同一利用者に対しては、次の各号に掲げるマナカをそれぞれ2枚以上発売しません。

- (1) 小児用マナカ
- (2) 割引用マナカ
（チャージ）

第15条 マナカは、所定の機器によってチャージすることができます。

- 2 マナカは、当社が特に認めた場合を除き、1,000円単位の金額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSF（現金）の残額は、20,000円を超えることはできません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別のマナカのSF（現金）によるチャージはできません。

（SF（現金）残額の確認）

第16条 マナカのSF（現金）残額は、所定の機器により確認することができます。

- 2 マナカのSF（現金）残額履歴は、マナカ交通事業者における所定の機器による表示又は印字により、最近の20件分（SF（ポイント）残高履歴を含めた件数とします。）を確認することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできません。
 - (1) 出場処理がされていないSF（現金）残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF（現金）残額履歴
 - (3) 第20条又は第21条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF（現金）残額履歴
 - (4) 第22条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF（現金）残額履歴

第3章 効力

（記名式マナカの再表示）

第17条 記名式マナカは、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」といいます。）が不明となったときは、利用することができません。

- 2 券面表示事項が不明となった記名式マナカは、速やかにこれを差し出して券面表示事項の再表示を請求しなければなりません。

（改氏名によるマナカの手換え）

第18条 利用者が記名式マナカに記録された氏名を改めた場合は、当該記名式マナカは利用することができません。

- 2 前項に規定する場合において、利用者は、速やかに別に定める申込書を提出し、かつ、改氏名後の公的証明書等を提示して氏名の手換えを請求しなければなりません。

（無効となる場合）

第19条 マナカは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、マナカ及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等並びにデポジットは返却しません。

- (1) 第5条第3項ただし書に規定する場合を除くほか、記名式マナカを記名人以外の者が利用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった記名式マナカを利用した場合
- (3) 利用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した小児用マナカを利用した場合
- (4) 利用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した割引用マナカを利用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して利用した場合
- (6) 偽造、変造又は不正に作成されたマナカ若しくはS F（現金）又はマナカマイレージポイントを利用した場合
- (7) 利用者の故意又は重大な過失によりマナカが障害状態となったと認められる場合
- (8) その他不正行為と認められる場合

第4章 再発行・交換

（紛失再発行）

第20条 無記名式マナカの盗難又は紛失等（以下「紛失」といいます。）による再発行はできません。

2 記名式マナカの記名人が当該記名式マナカを紛失した場合において、別に定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名式マナカの利用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」といいます。）を発行します。

- (1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する利用者が当該記名式マナカの記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別及び電話番号の情報がセンターシステムに登録されていること。

3 前項の規定により利用停止措置を行った場合においては、利用者が第1号及び第2号の条件を満たした上で再発行整理票発行日の翌日から14日以内に発行を請求した場合に限り、当該記名式マナカ裏面に刻印されたものと

異なるカード番号の記名式マナカを再発行します。

(1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する利用者が当該記名式マナカの記名人本人であることを証明できること。

(2) 利用者が前項の規定により発行された再発行整理票を提出すること。

4 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式マナカ1枚につき紛失再発行手数料520円及びデポジット500円を現金で収受します。

5 第2項の規定により当該記名式マナカの利用停止の申請を受け付けた後においては、これを取り消すことはできません。また、紛失した記名式マナカが発見された場合に、当該記名式マナカを再発行用の媒体として利用することはできません。

6 紛失した記名式マナカが第2項から第4項までの規定による取扱いを行った後に発見された場合であって、当社が当該マナカのデポジットを収受しているときは、利用者は、デポジットの返却を請求することができます。この場合においては、利用者が当該記名式マナカとともに別に定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

(障害再発行)

第21条 マナカがその破損等によって所定の機器で利用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ、当該マナカを提示したときは、再発行整理票を発行します。

2 前項の規定により再発行整理票が発行された場合においては、利用者が第1号及び第2号の条件を満たした上で再発行整理票発行日の翌日から14日以内に発行を請求した場合に限って、当該マナカ裏面に刻印されたものと異なるカード番号のマナカを再発行します。

(1) 利用者が前項の規定により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 利用者が当該マナカを提出すること。

3 第1項の規定により当該マナカの障害再発行の申請を受け付けた後においては、これを取り消すことはできません。また、当該マナカを再発行用の媒体として利用することはできません。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。なお、この場合、当社が当該マナカのデポジットを収受している場合であっても、デポジット500円は返却しません。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 第19条第7号により無効となった場合

(マナカの交換)

第22条 当社等及びマナカ交通事業者の都合により、利用者が利用しているマナカを、当該マナカ表面とは異なるデザインのマナカ又は当該マナカ裏面に刻印されたものと異なるカード番号のマナカに予告なく交換することがあります。

(再発行等の特例)

第23条 第20条第3項、第21条第2項又は前条の規定により再発行又は交換をする場合においては、マナカの発行に代えて、株式会社エムアイシーが金銭的価値等を記録することができるICカードを発行することがあります。この場合における再発行又は交換後のICカードの取扱いについては、株式会社エムアイシーの定めるところによります。

(免責事項)

第24条 前2条の規定の適用による利用者の損害等については、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

2 紛失した記名式マナカの再発行整理票発行日までににおける払戻し又はSF（現金）の利用等で生じた利用者の損害については、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

第5章 払戻し

(払戻し)

第25条 利用者は、マナカが不要となった場合は、当該マナカの返却を条件に、SF（現金）残額の払戻しを請求することができます。この場合において、利用者は、手数料としてマナカ1枚につき220円（SF（現金）残額に10円未満の端数があるときは、SF（現金）残額を10円単位に切り上

げるための必要額を220円から差し引いた額を手数料とします。また、残額が220円未満のときはその残額の同額を手数料とします。)を支払うものとします。

- 2 前項の規定によりマナカの払戻しが請求された場合、当社は、無記名式マナカにあつては持参人に払戻しを行い、記名式マナカにあつては利用者が別に定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行います。
- 3 前2項の規定により払戻しを行う場合において、当社が当該マナカのデポジットを収受しているときは、併せてデポジットを返却します。
- 4 マナカの払戻しの申請を受け付けた後においては、払戻しの取消し及びマナカの機能の復元はできません。

第6章 特殊取扱い

(マナカの変更)

第26条 利用者が無記名式マナカを差し出して記名式マナカへの変更を申し出た場合又は利用者が記名式マナカを差し出して他の種類の記名式マナカへの変更を申し出た場合は、第14条第2項から第5項までに規定する記名式マナカの発売の取扱いを準用してマナカの変更を行います。この場合において、記名式マナカから無記名式マナカへの変更はできません。

第7章 ICカードの相互利用

(他事業者におけるマナカの取扱い)

- 第27条 第8条の規定にかかわらず、別表に定める交通事業者において、乗車券等としてマナカの取扱いを行います。
- 2 前項に定める交通事業者におけるマナカを媒体とする乗車券等としての利用については、当該事業者の定めるところによります。
 - 3 第8条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店において、マナカの取扱いを行います。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社
- (2) 株式会社パスモ
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社
- (6) 福岡市
- (7) 株式会社ニモカ
- (8) 九州旅客鉄道株式会社

4 前項に定める加盟店においてマナカを電子マネー取引として利用するときは、マナカ電子マネー取扱規則の定めるところによります。

(他社発行 I C カードの取扱い)

第 28 条 次の各号に定める事業者が発行する金銭的価値等を記録することができる I C カード（以下「他社発行 I C カード」といいます。）は、マナカ交通事業者又はマナカ加盟店において取扱いを行います。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社
- (2) 株式会社パスモ
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社スルッと K A N S A I
- (6) 西日本旅客鉄道株式会社
- (7) 福岡市
- (8) 株式会社ニモカ
- (9) 九州旅客鉄道株式会社
- (10) 東京モノレール株式会社
- (11) 東京臨海高速鉄道株式会社

2 前項の規定にかかわらず、マナカ加盟店は、他社発行 I C カードのうち前項第 5 号に定める事業者が発行する I C カードの取扱いを行いません。

3 マナカ交通事業者における他社発行 I C カードを媒体とする乗車券等としての利用については、マナカ交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。

4 マナカ加盟店における商品・サービス等の決済手段としての他社発行ICカードの利用については、当該ICカードを発行する事業者の定めるところによります。

附 則 この規則は、平成23年2月11日から施行します。

附 則 この規則は、平成24年4月21日から施行します。

附 則 この規則は、平成25年3月23日から施行します。

附 則 この規則は、平成25年6月22日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年1月21日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年3月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年3月21日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年3月28日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年4月16日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年9月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成26年12月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成27年3月3日から施行します。

附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成27年10月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成27年11月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成28年3月12日から施行します。

附 則 この規則は、平成28年3月16日から施行します。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成28年5月16日から施行します。

附 則 この規則は、平成28年12月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成29年2月16日から施行します。

附 則 この規則は、平成29年3月25日から施行します。

附 則 この規則は、平成29年10月1日から施行します。

附 則 この規則は、平成30年3月3日から施行します。

附 則 この規則は、平成30年7月1日から施行します。

- 附 則 この規則は、平成30年10月1日から施行します。
- 附 則 この規則は、平成30年12月1日から施行します。
- 附 則 この規則は、平成31年1月29日から施行します。
- 附 則 この規則は、平成31年3月1日から施行します。
- 附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行します。
- 附 則 この規則は、令和元年6月1日から施行します。
- 附 則 この規則は、令和元年9月2日から施行します。
- 附 則 この規則は、令和元年10月1日から施行します。
- 附 則 この規則は、令和2年1月31日から施行します。
- 附 則 この規則は、令和2年2月3日から施行します。
- 附 則 この規則は、令和2年2月5日から施行します。
- 附 則 この規則は、令和2年3月14日から施行します。

別表（第27条関係）

区分	交通事業者
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、江ノ島電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、株式会社横浜シーサイドライン、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、湘南モノレール株式会社、新京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール株式会社、東急電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、東京都交通局、東武鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、箱根登山鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、株式会社舞浜リゾートライン、株式会社ゆりかもめ、横浜高速鉄道株式会社、横浜市交通局、札幌市交通局、東日本旅客鉄道株式会社、仙台空港鉄道株式会社、仙台市交通局、埼玉新都市交通株式会社、伊豆急行株式会社、富士急行株式会社、沖縄都市モノレール株式会社、東京モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸市交通局、近畿日本鉄道株式会社、京都市交通局、静岡鉄道株式会社、水間鉄道株式会社、京福電気鉄道株式会社、

	<p>能勢電鉄株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸新交通株式会社、阪堺電気軌道株式会社、神戸電鉄株式会社、北神急行電鉄株式会社、叡山電鉄株式会社、岡山電気軌道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、高松琴平電気鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、IR いしかわ鉄道株式会社、福岡市交通局、西日本鉄道株式会社、熊本市交通局、筑豊電気鉄道株式会社、函館市企業局、松浦鉄道株式会社、長崎電気軌道株式会社（※2）、九州旅客鉄道株式会社、北九州高速鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社</p>
バス	<p>伊豆箱根バス株式会社、株式会社江ノ電バス、小田急バス株式会社、小田急シティバス株式会社、神奈川中央交通株式会社、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス株式会社、関東鉄道株式会社、関東観光バス株式会社、関東グリーンバス株式会社、関東パープルバス株式会社、関東バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス東株式会社、京王バス南株式会社、京王バス中央株式会社、京王バス小金井株式会社、京成バス株式会社、成田空港交通株式会社、千葉中央バス株式会社、千葉海浜交通株式会社、千葉内陸バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、ちばフラワーバス株式会社、ちばレインボーバス株式会社、ちばシティバス株式会社、ちばグリーンバス株式会社、京成タウンバス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成バスシステム株式会社、京浜急行バス株式会社、国際興業株式会社、小湊鉄道株式会社、相鉄バス株式会社、西武バス株式会社、西武観光バス株式会社、立川バス株式会社、千葉交通株式会社、京成タクシー成田株式会社、東急バス株式会社、株式会社東急トランセ、東京都交通局、東京空港交通株式会社、株式会社リムジン・パッセンジャーサービス、東武バスセントラル株式会社、東武バスウエスト株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バス日光株式会社、朝日自動車株式会社、茨城急行自動車株式会社、国際十王交通株式会社、川越観光自動車株式会社、阪東自動車株式会社、西東京バス株式会社、日東交通株式会社、館山日東バス株式会社、鴨川日東バス株式会社、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、日立自動車交通株式会社、富士急行株式会社、株式会社フジエクスプレス、富士急湘南バス株式会社、富士急バス株式会社、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、西岬観光株式会社、山梨交通株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社、イーグルバス株式会社、東洋バス株式会社（※1）、千葉シーサイドバス株式会社（※1）、関越交通株式会社（※6）、東日本旅客鉄道株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道中央バス株式会社、ジェイアールバス関東株式</p>

	<p>会社、新潟交通株式会社、仙台市交通局、宮城交通株式会社、ジェイアールバステック株式会社、新潟交通観光バス株式会社、株式会社ミヤコーバス、越後交通株式会社、頸城自動車株式会社、アイ・ケーアライアンス株式会社、泉観光バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、岩手県交通株式会社、蒲原鉄道株式会社、京都市交通局、水間鉄道株式会社、しずてつジャストライン株式会社、南海バス株式会社、南海ウイングバス金岡株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、近鉄バス株式会社、高槻市交通部、京都バス株式会社、神姫バス株式会社、神姫ゾーンバス株式会社、神姫グリーンバス株式会社、株式会社ウエスト神姫、阪急バス株式会社、神鉄バス株式会社、大阪空港交通株式会社、奈良交通株式会社、エヌシーバス株式会社、京阪バス株式会社、京阪京都交通株式会社、京都京阪バス株式会社、江若交通株式会社、阪神バス株式会社、尼崎交通事業振興株式会社、南海ウイングバス南部株式会社、三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社、三重急行自動車株式会社、八風バス株式会社、本四海峡バス株式会社、神戸市交通局、神戸交通振興株式会社、岡山電気軌道株式会社、両備ホールディングス株式会社、下津井電鉄株式会社、中鉄バス株式会社、関西空港交通株式会社、大阪シティバス株式会社、淡路交通株式会社（※6）、伊丹市交通局（※3）、南海りんかんバス株式会社、和歌山バス株式会社（※6）、和歌山バス那賀株式会社（※6）、広島電鉄株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、宮島松大汽船株式会社、広島観光開発株式会社、JR西日本宮島フェリー株式会社、瀬戸内産交株式会社、さんようバス株式会社、有限会社なベタクシー、富士交通株式会社、有限会社野呂山タクシー、朝日交通株式会社、有限会社東和交通、呉交通株式会社、有限会社倉橋交通、いわくにバス株式会社、広島バス株式会社、広島交通株式会社、広交観光株式会社、芸陽バス株式会社、備北交通株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、石見交通株式会社、鞆鉄道株式会社、株式会社フォーブル、株式会社中国バス、株式会社井笠バスカンパニー、有限会社君田交通、ことでんバス株式会社、江田島バス株式会社、廿日市交通株式会社（※5）、西日本鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社、西鉄バス筑豊株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、西鉄バス宗像株式会社、西鉄バス二日市株式会社、日田バス株式会社、昭和自動車株式会社、大分交通株式会社、大分バス株式会社、亀の井バス株式会社、JR九州バス株式会社、宮崎交通株式会社、佐賀市交通局、函館バス株式会社、祐徳自動車株式会社、九州急行バス株式会社（※4）、九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社、熊本都市バス株式会社、長崎自動車株式会社、さいかい交通株式会社</p>
--	---

※1 令和2年3月15日より ※2 令和2年3月22日より ※3 令和2年3月23日より

※4 令和2年3月27日より ※5 令和2年3月29日より ※6 令和2年4月1日より